平成12年(行ケ)第421号 審決取消請求事件 平成14年3月7日口頭弁論終結

富士ゼロックス株式会社 告 訴訟代理人弁理士 藤 清 佐 孝 田 中 拓 同 特許庁長官 及 被 告 Ш 耕 造 馬村· 清 指定代理人 場 Ш 隆 同 大大文 橋野 同 艮 同 主

原告の請求を棄却する。

訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

- 第1 当事者の求めた裁判
 - 原告

特許庁が平成10年審判第9525号事件について平成12年9月19日に した審決を取り消す。

訴訟費用は被告の負担とする。

2 被告

主文と同旨

- 当事者間に争いのない事実 第2
 - 特許庁における手続の経緯

原告は、平成2年7月25日に、発明の名称を「シート分配収容装置」とす る発明について特許出願をし(特願平2-194780号。以下「本願出願」とい い、その発明を「本願発明」という。)、これにつき、出願公告(特公平7-51 389号)がされたが、特許異議の申立てがなされた。特許庁は、平成10年4月3日に、この特許異議につき、「特許異議の申立は、理由があるものと決定する。」との決定をするとともに、本件出願につき、拒絶査定をした。原告は、平成 る。」との決定をするとともに、本件出願につき、拒絶査定をした。原告は、平成 10年6月25日に、これに対する不服の審判を請求した。特許庁は、同請求を平 成10年審判9525号事件として審理し、その結果、平成12年9月19日に 「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決をし、同年10月6日にその謄本 を原告に送達した。

特許請求の範囲請求項2(以下,この発明を「本願発明2」という。別紙図 2 面参照)

ハウジング(1)内に配設され、画像記録装置(2)のシート排出口(3)から排出された記録シート(4)を予め設定されたシート分配ステージ(E)まで搬送するシート搬 送手段(5)と ハウジング(1)の一側において上下方向に複数段配設され,記録シ-ト(4)の分配タイミングに応じて上記シート分配ステージ(E)に順次移動するビント レイ(6)とを備え、各ビントレイ(6)内に記録シート(4)を順次分配収容するようにし たシート分配収容装置において、

上記シート搬送手段(5)の下方に位置するハウジング(1)内の一つの後処理セ ット位置(W)に配設され、この後処理セット位置(W)に対向するビントレイ(6)内に分 配収容された記録シート(4)の一側縁部に沿う箇所に対し所定の異なる後処理を夫々 独立して行う複数の後処理ユニット(7:7a,7b)と

上記後処理セット位置(W)に配設された後処理ユニット(7:7a,7b)による所定 の後処理が実行される後処理ステージ(F)に対象ビントレイ(6)を移動させるビント レイ移動動作と、上記後処理ステージ(F)に位置する対象ビントレイ(6))内に分配収 容された記録シート(4)に所定の後処理を実行する後処理動作とを所定の順序で順次 繰り返して複数の後処理を行わせる後処理制御手段(10)とを備えていることを特徴とするシート分配収容装置。

審決の理由

審決は,別紙審決書の写しのとおり,本願発明2は,特開昭59-8655 1号公報(以下「引用例1」という。)に記載された発明(以下「引用発明1」と いう。)及び特開昭63-300072号公報(以下「引用例2」という。)に記 載された発明(以下「引用発明2」という。)に基づいて当業者が容易に発明をす ることができたものであるから、特許法29条2項の規定に該当し、特許を受ける

ことができないものである。と認定判断した。

原告主張の審決取消事由の要点 [この出願の経緯及びこの出願の発明] (審決書1頁下から 審決の理由中, 11行~2頁11行)は認める。[引用例に記載された発明]中、引用発明1の認 定(同2頁13行~3頁19行)を認め、引用発明2の認定中、 「所定の綴じ止め を実行する綴じ止め動作と、パンチと綴じ止めとを実行するパンチ綴じ止め動作と が、所定の順序で順次繰り返されて、綴じ止め、パンチ綴じ止めが行われるものと認められる」(同3頁32行~34行)との認定、及び、「綴じ止め動作と、パン チと綴じ止めとを実行するパンチ綴じ止め動作とを所定の順序で順次繰り返して綴 じ止め、パンチ綴じ止めを行わせるCPU100、200と」(同4頁6行~8 行)を備えているとの認定を争い、その余の認定は認める。[この出願の請求項2 に係る発明と引用例に記載された発明との対比]の認定判断は認める。 [相違点に ついての検討] 中,相違点(1)についての認定判断(同5頁20行~29行)を争 い、相違点(2)についての認定判断中、「記録シートに所定の後処理を実行する後処 理動作とを所定の順序で順次繰り返して複数の後処理を行わせる後処理制御手段と を備える処理装置、」(同6頁8行~10行)及び「技術分野的に共通のものであ るから、後者の後処理ユニットに代え引用例2に記載された発明の処理装置を採用 することにより、後者において一つであった後処理ユニットを異なる後処理を行う 複数のものとすることは、当業者が格別の困難性を要することとはいえず、その 際、異なる後処理を行う複数の後処理ユニットを夫々独立して行わせるようにする ことも、当業者の設計的事項程度のことというべきである(この点に関して、引用 例2に記載された発明では、他の後処理(パンチ)は、一つの後処理(綴じ止め) と共に行われているが、一つの後処理(綴じ止め)が独立して行われるようになっ ている点,及び、記録紙の処理をする場合,他の後処理(パンチ)だけを必要とす ることが周知のことであるので、他の後処理(パンチ)を独立して行わせることも、必要に応じて適宜採用し得る単なる設計事項である)ので、後処理制御手段を上記のように構成することは当業者が容易に想到し得る程度のことというべきであ る。しかも、相違点(2)の前者の効果が、後者及び引用例2に記載された発明の それぞれの効果の総和以上の格別な効果であると認めることはできない。」(同6 頁16行~31行)に記載された認定判断は争うが、その余の 認定判断は認める。[まとめ] 欄の認定判断は争う。

審決は、本願発明2と引用発明1との相違点(1)についての認定判断を誤り (取消事由1)、相違点(2)についての認定判断も誤った(取消事由2)ものであ り、これらの誤りはそれぞれ結論に影響を及ぼすことが明らかであるから、違法で あって、取消しを免れない。

1 取消事由1 (相違点(1)についての認定判断の誤り)

審決は、本願発明2と引用発明1との相違点(1)(「後処理ユニットが、前者(判決注・本願発明2)は、シート搬送手段の下方に配設されている、のに対し、後者(判決注・引用発明1)は、シート搬送手段の上方に配設されている」(審決書5頁8行~11行)こと)について、「後処理ユニットをシート搬送手段の上方に配設するか、下方に配設するかは、配設するためのスペースを考慮して設まれる単なる設計事項にすぎない(例えば、引用例2に記載された発明においては、シート搬送手段たる搬送ローラ44の下方に後処理ユニットたる処理ユニット45が配設されている)から、後者において、上方に配設されている後処理ユニットを、シート搬送手段の下方に配設することは、当業者が容易に想到し得ることというべきである。しかも、相違点(1)の前者(判決注・本願発明2)の効果は、予測し得るものであって、格別のものとは認められない。」(審決書5頁21行~29行)と認定判断したが、誤りである。

本願発明2は、後処理ユニットをシート搬送手段の下方に配置するため、「各ビントレイ6間のギャップを可能な限り狭く設定する」(甲第2号証の1第4頁左欄12行~13行)とともに、「対象ビントレイ6と上下のビントレイ6との間のギャップを拡大させる」(同欄47行~48行)ような制御をも行っている。これに対して、引用発明1は、引用例1の、「昇降部材8の位置制御を行なうために収納ビン7a…7nに対応した位置検知部材14a…14nが昇降部材8に設けられており」(甲第3号証2頁左上欄13行~16行)、「ステープラ18は、ソータ排紙ローラ6a、6bからビンピッチの整数倍の間隔で配置されており」(同号証3頁右下欄13行~14行)との各記載及び第1図から明らかなように、搬送ローラの高さまである昇降部材に等間隔で配置されているビントレイを、搬送ローラの高さまである昇降部材に等間隔で配置されているビントレイを、搬送ロー

ラの高さをホームポジションとして昇降部材を上下することによってビントレイ全体を一体として移動する構造であり、要するに、従来の、後処理ユニットのないシート分配装置の構造にステープラ(後処理ユニット)を付加したにすぎないものである。このような構造では、ステープラをシート搬送手段の下方に配置すると、搬送ローラの下部空間の高さが十分ではないため、最上段のビントレイ上にあるシートに後処理を行うことができない。したがって、引用発明1を出発点として、その後処理ユニットをシート搬送手段の下方に配設することは、単なる配置の違いという設計的事項の範囲に属することではなく、シート分配収容装置機構そのものに特段の工夫が必要となるものであって、当業者が容易に想到することのきないものである。

シート分配収容装置では、シート搬送手段から排出されるシートを最上段のビンから最下段のビンまで分配しかつ後処理を行うため、シート搬送手段と後処理ユニットを必然的にハウジングの中央部の高さ付近に近接して配置し、上下上でにビンスペースを確保する必要がある。このとき、引用発明1のようにシート搬送手段の上方に後処理ユニットを配設すると、シート搬送手段に紙詰まりが生ぎ者という問題が生ずる。これを回避するために、シート分配装置と後処理ユニットの間隔を大きくすると、装置全体がこの間隔分だけ大型化するという新型にある。また、後処理ユニットで打ち損なわれたステープル針などがシート搬送装置の上に落下して、シート搬送系のトラブルが生ずるという問題が生じる。本願発明2は、後処理ステージをシート搬送系のトラブルを回避するという顕著な効果を奏する。

被告は、特開昭64-43457号公報(以下「乙第1号証公報」という。)及び特開平2-125702号公報(以下「乙第2号証公報」という。)を提出して、シート搬送手段の下方に後処理ユニットを配置することが周知の事項であるので、相違点(1)に係る本願発明2の構成が単なる設計事項であるとした審決の判断に誤りはない、と主張する。

判断に誤りはない、と主張する。
 て第1、第2号証公報記載の各発明は、シートの隅のみにステープリングするものであるため、装置上方からみるとステープラとシート搬送手段は異理ユーットが「ビントレイ内に分配収容された記録シートの一側縁部に沿う箇所にである。
 て・・後処理を・・・行う」(特許請求の範囲請求項2の第2段落)ものであるため、装置上方からと後処理ユニットとが上下に重ないであるが上方がら見た場合にシート搬送手段と後処理ユニットとが上下に重なりがあるがあるとり、第2号証公報記載の発明は、装置上方から見た場合にシート搬送をしてもり、第2号証公報記載の発明は、装置上方から見た場合にシート搬送を担立ニットとの重なりがないため、打ち損なかれたステープル針がもとおり、第1、第2号証公報記載の技術が周知であるとしても、これらの技がも存在しないから、本願発明2の先行技術となり得るものではない。そも存在に乙第1、第2号証公報記載の技術が周知であるとしても、これらの構成にと後処理の方式が全く異なる引用発明1とを組み合わせて、本願発明2の構成に想到することはできない。

2 取消事由 2 (相違点(2)についての認定判断の誤り)

(1) 引用例2について

審決は、引用発明2において、「所定の綴じ止めを実行する綴じ止め動作と、パンチと綴じ止めとを実行するパンチ綴じ止め動作とが、所定の順序で順次繰り返されて、綴じ止め、パンチ綴じ止めが行われるものと認められる」(審決書3頁32行~34行)とし、引用例2には「綴じ止め動作と、パンチと綴じ止めとを実行するパンチ綴じ止め動作とを所定の順序で順次繰り返して綴じ止め、パンチ綴じ止めを行わせるCPU100、200」(審決書4頁6行~8行)との発明の構成が記載されていると認定した。しかし、この認定は誤りである。本願発明2でいう「所定の順序で順次繰り返して複数の後処理を行わせ

本願発明2でいう「所定の順序で順次繰り返して複数の後処理を行わせる」(特許請求の範囲請求項2の第3段落の記載)とは、本願明細書の記載(甲第2号証の1第14頁左欄47行~15頁左欄5行)並びに第33図(a)及び(b)が図示するところによれば、複数の種類の後処理を同時に施すものではなく、個々の種類の後処理を順次繰り返すものをいうことが明らかである。これに対し、引用発明2が、あらかじめ想定される後処理の種類の最大数だけの後処理ユニット(1つのパンチと2つの綴じ止め機)を設けておき、複数の種類の後処理を施すパンチ綴じ

止めモードではパンチ処理と綴じ止め処理を同時に行うように制御を行い、すべての種類の後処理が一度で完了するというものであることは、引用例2の「ガイドレール45aにより(図に白矢印で示す方向)引出し可能なフレーム45bにパンチ機とその両側に2つの綴じ止め機(ステープラー)を配置して成り」(甲第4号証5頁左上欄9行~13行)、「パンチ作業の途中で上述した綴じ止め作業が行なわれ」(甲第4号証11頁右下欄11行~12行)との各記載並びに第3図及び第14図により、明らかである。引用発明2がこのようなものである以上

そこには、「所定の順序で順次繰り返して複数の後処理を行わせる」という構成 は存在しない。審決の上記認定は誤りである。

被告は、引用発明2では、パンチ作業と綴じ止め作業の開始タイミングが異なるものとされているとした上、これを前提に、同発明は、「パンチと綴じ止めとを実行するパンチ綴じ止め動作とを所定の順序で順次繰り返し」(審決書4頁6行~7行)行うものであるとの審決の認定に誤りはない、と主張する。

しかし、引用例2には、「パンチ作業の途中で上述した綴じ止め作業が行なわれ」(甲第4号証11頁右下欄11行~12行)と記載され、第14図には、綴じ止め動作中(M3、M9及びM10モータ駆動中)にパンチ動作(M6モータ駆動)を行っていることが図示されている。これらの記載からみて、引用発明2は、「所定の順序で順次繰り返して複数の後処理を行わせる」ものというよりも、むしろ両後処理動作を同時に行うというものであることが明らかである。したがって、引用発明2は、本願発明2とは全く異なる後処理制御を行うものという以外にないのである。

(2) 容易想到性の判断について

ットの位置合わせ回数を最小限に抑えることにより、複数の連続した後処理を迅速 に処理できるという顕著な効果(甲第2号証の1第3頁左欄19行~28行、甲第 2号証の4第3頁22行)を奏する。

これに対して,引用発明1は,固定された単一の後処理手段しか存在し ない装置であって、後処理とビントレイの移動を交互に行うものである。したがっ て,同発明には,複数の種類の後処理を順次繰り返して行うという技術思想がな また任意箇所に対する後処理を行うという技術思想も存在しない。また、引用 発明2には、単一のビントレイ(スタッカー)しか存在せず、したがって、本願発明2のようにビントレイの移動と所定の後処理を順次繰り返して迅速な後処理を行うという技術思想は存在しない。さらに、引用発明2では、あらかじめ予想される 最大数の後処理ユニットにより同時に後処理を施すため、想定外の後処理(例え ば、パンチの片側に2個所のステープル処理を行ったり、3個所以上パンチを行っ たりするなど)を行うことができず、そこに本願発明2の有する記録シート束の一 側縁部に沿った任意箇所に対し複数の後処理を行うという技術思想を見いだすこと はできない。

このように、ビントレイとステープラを備えて分配と後処理を連携して行う引用発明1と、後処理をするために固定ビントレイ(スタッカー)に記録紙を 導いた後に複数の種類の後処理をすることを可能とした引用発明2とは互いに全く 異なる技術であり、このように互いに全く異なる技術である両発明を組み合わせる ことはできない。

仮に両発明を無理に組み合わせても、ソートした記録紙を一部毎に後処理専用トレイに移送して、このシートに同時に複数の種類の後処理を行う技術にしか想到し得ないから、本願発明2の上記効果を奏することはできない。したがつ て、当業者といえども、引用発明1と引用発明2とから本願発明2に容易に想到す ることはできない。

被告は,本願発明2における「所定の後処理」とは,複数の種類の後処 理のうちから選択された1種類の後処理をいうのではなく、ステープル、パンチな どの複数の種類の後処理そのものを意味すると解される、したがって、本願発明2 には、一つのビントレイにすべての種類の後処理を行ってから次のビントレイの後 処理を行う方式も含まれるのである、と主張する。 しかし、被告の上記主張は、次の3点から失当である。

第1に, 本願発明の明細書と添付の図面(以下「本願明細書」とい)のうち、被告が引用する箇所には、「総てのビントレイ6に対して所定の後 処理ユニットフの後処理を連続的に行うようにしてもよいし、対象ビントレイ毎に 各後処理ユニットフの後処理を夫々施すようにしても差し支えない。」(甲第2号 証の1第4頁右欄第44行~47行)と記載されてはいるものの、この記載は本願明細書の特許請求の範囲請求項1に係る発明(以下「本願発明1」という。)の課 題解決手段を述べたものであって、本願発明2の課題解決手段を述べたものではな い。このことは、本願明細書には、「ビントレイと後処理ユニットとを効率的に連動させることで後処理をより迅速にすることができる」(甲第2号証の4第3頁21行~22行)との本願発明2の効果に対応して、「動作の効率化を考慮して、一 つの後処理対象位置に後処理ユニットフを移動設定した段階で、当該後処理対象位 置にて各ビントレイ6内に収容された記録シート4に対し所定の後処理を連続的に 行うようにする」(甲第2号証の1第5頁左欄22行~26行)という課題解決手 段が記載され、具体的実施例として実施例2(甲第2号証の1第14頁左 欄1行~15頁左欄49行)が記載されていることから明らかである。

第2に、本願発明1では、後処理ユニットの設定動作、ビントレイ移動 所定の後処理を行う動作の3つの動作を所定の順序で繰り返す制御手段を有 する構成であるので、各ビントレイ毎に複数の種類の後処理を施す制御を行うこと ができるのに対し、本願発明2では、ビントレイ移動動作と所定の後処理を行う動作の2つの動作を所定の順序で順次繰り返す制御手段を有する構成であるため、各ビントレイ毎に複数の種類の後処理を施す制御を行うことはできない。 第3に、審決は「ステープル打ち」を「後処理」に相当すると認めた (審決書4頁13行~29行別のであるから、本願発明2における「所定の後処

理」とは、複数の種類の後処理から選択された一つの種類の後処理を指していると 認定したと考えられ、「所定の後処理」とは、ステープル、パンチなどの複数の種 類の後処理そのものを意味するとの被告の主張は、審決の前記認定と矛盾する。 被告は、特許請求の範囲請求項2に記載された本願発明2の構成では、

原告が本願発明2における前記特徴③として主張する効果(複数の種類の後処理を行う場合に、後処理の位置や回数に制限がなく、記録シートの一側縁部の任意の位 置に任意の回数だけの任意の種類の後処理を連続して行うことができるとの効果) を奏するものと認めることができないし、後処理を後処理ユニットの位置合わせ回 数を最小限に抑えることにより複数の連続した後処理を迅速に処理できるという効

果を奏することも認めることができない、と主張する。
しかし、後処理を施す場所は、記録シートのサイズ、印刷方向、後処理
モードなどの条件により定められるものであり、常に同じ位置で後処理を行うわけ
ではない。したがって、後処理ユニットが記録シート東の一側縁部に沿った任意箇
所に対して後処理を行うことができるという本願発明2の効果は、その特許請求の 範囲に記載された「所定の後処理を実行する」との構成により達成されることは明 らかである。また、特許請求の範囲に記載された「・・異なる後処理を夫々独立し て行う複数の後処理ユニットと、・・・所定の順序で・・複数の後処理を行わせる・・」との構成から、本願発明2では、後処理位置が必ず複数あることは明らか である。したがって、後処理ユニットの位置合わせ回数を最小限に抑えることによ り複数の連続した後処理を迅速に行うことができるという効果が、本願発明2の構 成(特許請求の範囲請求項2の記載)中の「・・・記録シートの一側縁部に沿う箇 所に対し所定の異なる後処理を夫々独立して行う複数の後処理ユニットと、・・・ 所定の後処理を実行する・・・」という構成により達成されることは、明らかであ る。 第4

被告の反論の要点

審決の認定判断はいずれも正当であって,審決を取り消すべき理由はない。

取消事由 1 (相違点(1)についての認定判断の誤り) について

乙第1号証公報では、その第3図に、シート分類装置において、第2のソー ト搬送路12の下方に電動ステイプラ55が配置されることが図示されている。乙第2号証公報では、その第1図に、シート分類綴じ装置において、ソート用の第2 の搬送手段211の下方に綴じ具207を配置することが図示されている。乙第 1, 第2号証公報の各シート分類装置は, 本願発明2と同じシート分配収容装置で あり、乙第1号証公報記載の「電動ステイプラ55」と乙第2号証公報記載の「綴じ具207」は、本願発明2の「後処理ユニット」に相当するから、本願出願当時、シート分配収容装置において、シート搬送手段の下方に後処理ユニットを配置 ことは、既に周知の事項であったということができる。

したがって、審決が「後者(判決注・引用発明2)において、上方に配設されている後処理ユニットを、シート搬送手段の下方に配設することは、当業者が容 易に想到し得ることというべきである。」(審決書5頁25行~27行)と判断し たことに, 誤りはない。

原告は、引用発明1では、搬送手段に紙詰まりが生じたときに、近接して配置された後処理ユニットが存在するため、詰まった紙を取り出すための作業性が著 しく悪くなり、装置全体が大型化する、打ち損なわれたステープル針などがシート 搬送装置の上に落下してシート搬送系のトラブルが生じる。

しかし、これらの問題点は、当業者であれば容易に予測し得る程度のもので かつ、シート搬送手段の下方に後処理ユニットを配置するというシート分配 収容装置における周知の構成が既に解決していたものであるにすぎない。

取消事由2 (相違点(2)についての認定判断の誤り) について

(1) 引用例2について

引用例2には「パンチ作業の途中で上述した綴じ止め作業が行なわれ」 (甲第4号証11頁右下欄11行~12行)と記載されている。同引用例のタイミ ングチャートである第14図には、パンチ駆動用のモータM6を駆動するタイミン グと、綴じ止め機駆動用のモータMoのタイミングが図示されていて、その相互の 関係から、綴じ止め作業はパンチ作業の途中から始まり、パンチ作業の後で終わっ ていることが認められる。これらのことからすれば、引用発明2においては、最初に複写物F11~F13に対するパンチ・綴じ止め作業、次いで複写物F21~F23に対するパンチ・綴じ止め作業を繰り返していることが、明らかである。したがって、審決が「所定の綴じ止めを実行する綴じ止め動作 と,パンチと綴じ止めとを実行するパンチ綴じ止め動作とが,所定の順序で順次繰 り返されて、綴じ止め、パンチ綴じ止めが行われるものと認められる」(審決書3 頁32行~34行)と認定したことに、誤りはない。

(2) 容易想到性の判断について

原告は、本願発明2における「所定の後処理」とは、シート縁部の所定の 場所にステープル、パンチなどの複数の種類の後処理のうちから選択された種類の 後処理を施すことをいう、と主張する。

しかし,本願明細書の記載をみると,特許請求の範囲には「上記後処理セッ ト位置に配設された後処理ユニットによる所定の後処理が実行される」(甲第2号 証の4・特許請求の範囲請求項2の第3段落)と、発明の詳細な説明には「後処理 制御手段9~11は、各後処理ユニット7による所定の後処理を行わせるものであ り、いずれかの後処理ユニットフを後処理可能状態に設定すると共に、対象ビント レイ6を後処理ステージFに順次設定した後、後処理ユニット7のみ、あるいは、後処理ユニット7及びこれに付随する機構(ビントレイ可動タイプにあっては、ビン トレイ引き出し手段等)を制御するものである。この場合において、総てのビント レイ6に対して所定の後処理ユニット7の後処理を連続的に行うようにしてもよい し、対象ビントレイ毎に各後処理ユニットフの後処理を夫々施すようにしても差し 支えない。」(甲第2号証の1第4頁右欄37行~47行)と記載されており、これらの記載によれば、本願発明2における「所定の後処理」とは、ステープル、パ ンチなどの複数の種類の後処理そのものを意味すると解される。したがって、本願 発明2には、一つのビントレイにすべての種類の後処理を行ってから次のビントレ イの後処理に移る方式も含まれるのである。

また、このことをおくとしても、引用発明1に、引用発明2の一つの後処 理セット位置に配設された複数の種類の後処理ユニットを設けるという技術思想を 適用して、複数の種類の後処理を行うためには、大きく分けて、各ビントレイ毎に 特定の種類の後処理を繰り返しその後別の種類の後処理を各ビントレイ毎に行う か、一つのビントレイにすべての種類の後処理を行ってから次のビントレイのすべての種類の後処理を行うかの二つの方式が考えられ、これらは、当業者であれば格 別の困難性なくどちらも適宜採用し得る程度のことというべきである。

原告が主張する本願発明2における特徴③(複数の種類の後処理を行う場 後処理の位置や回数に制限がなく,記録シートの一側縁部の任意の位置に任 意の回数だけの任意の種類の後処理を連続して行うことができる、との効果)については、本願明細書の特許請求の範囲請求項2に、任意の位置に任意の回数だけの 任意の種類の後処理を連続して行うための構成が記載されていない以上、この機能があるものと認めることはできない。したがって、本願発明においては、従来の装置にみられた後処理位置・回数などの後処理範囲の制限をなくすとともに、後処理 ユニットの位置合わせ回数を最小限に抑えることにより複数の連続した後処理を迅 速に処理ができるという効果を奏すると認めることもできない。 当裁判所の判断

1

取消事由 1 (相違点(1)についての認定判断の誤り)について

「各ビントレイ6間のギャップを可能な限り狭く設定する」(・・・)ととも「対象ビントレイ6と上下のビントレイ6との間のギャップを拡大させる」 ・・)ような制御をも行っている。これに対して、引用発明1は、引用例1 ・・・搬送ローラの高さまである昇降部材に等間隔で配置されているビントレ **0**, イを、搬送ローラの高さをホームポジションとして昇降部材を上下することによってビントレイ全体を一体として移動する構造であり、要するに、従来の、後処理ユニットのないシート分配装置の構造にステープラ(後処理ユニット)を付加したにすぎないものである。このような構造では、ステープラをシート搬送手段の下方に 配置すると、搬送ローラの下部空間の高さが十分にはないため、最上段のビントレ イ上にあるシートに後処理を行うことができない。したがって、引用発明1を出発 点として、その後処理ユニットをシート搬送手段の下方に配設することは、単なる 配置の違いという設計的事項の範囲に属することではなく、シート分配収容装置機 構そのものに特段の工夫が必要となるものであって、当業者が容易に想到す ることのできないものである。

しかし,引用例1には「収納ビン7a・・・7nはガイドロッド9に沿って 移動可能な昇降部材8に固定されている。昇降部材8にはモータ10に取り付けら れているスプロケット11とアイドラ12に取り付けられているチェーン13が固 定されており、モータ10の駆動によりガイドロッド9に沿って上下移動を行 う。」(2頁左上欄6行~13行)との記載があり、この記載と引用例1の第1図 が図示するところとによれば、収納ビンフa・・・フェの上下移動の範囲は、スプ ロケット11とアイドラ12との間の一定の範囲に限定されるものと認められる。 これを前提にした場合、引用発明1で後処理ユニットが上方に配置されたのは、シ ートを排出する位置(ソータ排紙ローラ6a,6bの高さ位置)が,スプロケット 11とアイドラ12の各高さの中間位置より若干下にあるためであるにすぎず、仮 にシートを排出する位置が上記中間位置より若干上方になると、後処理ユニットを 下方に配置することが,すべての収納ビンに対する作業性を確保するとともに,装 置の全高を抑えるという観点から合理的な設計結果となると認めることができる。 さらに、引用例1の特許請求の範囲においては、後処理ユニットである「 ステープル装置」の位置については何ら限定されていないことが、その記載上明ら かである。シートを排出する位置を上記中間位置よりも若干上方にすることに、特 段の技術的困難があることは,本件全証拠によっても認めることができない。 らを併せ考えると、後処理ユニットを上方に配置することを不可欠の構成要件であ るとする技術思想に基づくものであるとすべき理由は認められないということがで きるから,この発明が後処理ユニットを下方に配置することを特に排斥していると する特段の技術的理由はないというべきである。

そうすると、審決が、相違点(1)(後処理ユニットについて、本願発明2で シート搬送手段の下方に配設されているのに対し、引用発明1では、シート搬 送手段の上方に配設されていること)について、「後処理ユニットをシート搬送手 段の上方に配設するか、下方に配設するかは、配設するためのスペースを考慮して 適宜選択される単なる設計事項にすぎない・・・から、後者(判決注・引用発明 1)において、上方に配設されている後処理ユニットを、シート搬送手段の下方に 配設することは、当業者が容易に想到し得ることというべきである。」(審決書5頁21行~27行)と判断したことに、原告主張の誤りはない。

原告は,本願発明2では,シート分配ステージの下方に後処理ユニットを配 置した構成により、シート分配ステージの上方の空間を利用して詰まった紙を取り 出す処理を行うことができるので、装置のコンパクト化を犠牲にすることなく、紙 詰まりが発生したときに上方から容易にジャム処理を行うことができること、 語よりが発生したとさにエカから谷易にフャム処理を行うことができること、後処理ユニットとしてステープラを設けた場合、打ち損なわれたステープル針などが落下し、これに起因するシート搬送系のトラブルを有効に回避することができるという顕著な効果を奏すると主張する。
しかし、原告主張の効果は、シート分配収容装置において、後処理ユニットをシート搬送手段の下方に配設すれば、その結果として奏することが、当業者にとるなり、

って自明の効果にすぎないというべきである。このような効果が本願発明2の特許 性の根拠になることは、あり得ない。

2 取消事由2 (相違点(2)についての認定判断の誤り)について

(1) 引用例 2 について

原告は、本願発明2でいう「所定の順序で順次繰り返して複数の後処理を 行わせる」とは、複数の種類の後処理を同時に施すものではなく、個々の種類の後 処理を順次繰り返すものをいうのに対し、引用発明2では、あらかじめ想定される 後処理の種類の最大数だけの後処理ユニットを設けておき,複数の種類の後処理を 施すパンチ綴じ止めモードではパンチ処理と綴じ止め処理という二つの種類の後処 理を同時に行うように制御を行い、すべての種類の後処理が一度で完了するという ものであるから、引用発明2には本願発明における「所定の順序で順次繰り返して 複数の後処理を行わせる」という構成は存在せず、この点についての審決の認定は 誤りである、と主張する。

引用例2には、「本実施例における複写紙処理装置は次の3つの処理モー ドで動作する。(イ)スタックモード・・・(ロ)綴じ止めモード 複数枚から成る複写物を綴じ金で綴じ止めする。・・・(ハ)パンチ・綴じ止めモード 複数枚 から成る複写物をパンチするとともに綴じ金で綴じ止めする。」(甲第4号証7頁 右下欄2行~18行)、「第13図は綴じ止めモードのタイミングチャートを示 す。」(同9頁左上欄19行~20行)、「綴じ止め機移動モータM3が停止すると今度は綴じ止め機駆動モータM9およびM10が回転を始める。駆動モータM9、 M10の回転がギャ61および62を介してレバー63の直線往復運動として伝達さ れ、V字形レバーを支点Aを中心に回動させる。その結果、レバー65が回動し押下げ片67がばね66を圧縮しながら下降する。それにより薄板68がガイド69 に沿って下降し、カートリッジ70に入っている綴じ金を1つだけ切り離して複写 物に食い込ませ綴じ止めする。」(同10頁右上欄3行~12行)、「第14図は パンチ・綴じ止めモードのタイミングチャートを示す。操作パネルのモード選択ボ

タン204を操作してパンチ・綴じ止めモードを選択する・・・まれた、パンチ指定ボタン206を押して「パンチョンの指示を含とわかるように、のタイミングチャートを第13図のタイミングチャートと比較するとわかるように、めるように、ののタイミングチャートを第13図のタイミングチャートと比較するとわかり、このために別いチ駆動モードM6とパンチセンサPS9のシーケンスが付加されている。」(同11頁右上欄17行~左下欄9行)、「第14図のタイミングチャートからわれた10月の途中で上述した綴じ止め作業が行なわれ、両処理が行なわれた1部目の複写紙F11、F12、F13は搬送ローラ47、48により搬送されて収出した46に排出される。・・・次に2部目の複写紙についてのパン11月14日図の行~19行)との記載が図示するので説明は3の記載と第14図がリカイ46に排出される。・・・次に2部目の複写紙についてのパン11月1日図がのであるので説明は3の記載止め動作にパンチの行るところとによれば、第14図が図示するパンチの最近にの動作にパンチの手でが回り、M10の行~19行)との記載が図示する綴じ止め動作をなり手での多イミングとパンチ動作を者がオンからオフにスイッチする直前付近で前者が複らないがとを比較すると、であり返されていることが認める。

したがって、引用発明2では、前示のとおり、複写紙の1部目、2部目、・・・という番目毎に、すべての後処理を完了すると認められるとはいえ、綴じ止め機駆動モータM®、M10とパンチ駆動モードM®の駆動タイミングが異なるものであるから、パンチ処理と綴じ止め処理のそれぞれを所定の順序で行うものであると認められる。引用発明2では、あらかじめ想定される後処理の種類の最大数だけの後処理ユニットを設けておき、パンチ綴じ止めモードではパンチ処理と綴じ止め処理を同時に行うように制御を行っており、すべての後処理が一度で完了するものであるとの原告の前記主張は採用し得ない。

引用発明2について、「所定の綴じ止めを実行する綴じ止め動作と、パンチと綴じ止めとを実行するパンチ綴じ止め動作とが、所定の順序で順次繰り返されて、綴じ止め、パンチ綴じ止めが行われるものと認められる」(審決書3頁32行~34行)とし、引用例2には「綴じ止め動作と、パンチと綴じ止めとを実行するパンチ綴じ止め動作とを所定の順序で順次繰り返して綴じ止め、パンチ綴じ止めを行わせるCPU100、200」(審決書4頁6行~8行)との発明の構成が記載されているとした審決の認定に誤りはない。

(2) 容易想到性の判断について

原告は、本願発明2における「所定の後処理」は、シート縁部の所定の場所にステープル、パンチなどの複数の後処理のうちから選択された1種類の後処理のみを施すことをいうとし、これにより本願発明2が顕著な効果を奏すると主張する。

しかし、本願発明2を特定する特許請求の範囲である請求項2には「・・・記録シートの一側縁部に沿う箇所に対し所定の異なる後処理を夫々独立して行う複数の後処理ユニットと、・・・後処理ユニットによる所定の後処理が実行される後処理ステージに対象ビントレイを移動させるビントレイ移動動作と、・・・記録シートに所定の後処理を実行する後処理動作とを所定の順序で順次繰り返して複数の後処理を行わせる後処理制御手段・・・」(第2、第3段落)と記載されてはいるものの、上記後処理が複数の種類の後処理のうちから選択されたものであるとの記載はない。したがって、原告の主張は、特許請求の範囲の記載に基づかない主張であって、失当である。

「原告は、引用発明2には、単一のビントレイ(スタッカー)しか存在せず、したがって、本願発明2のようにビントレイの移動と所定の後処理を順次繰り返して迅速な後処理を行うという技術思想は存在しない、引用発明2では、あらかじめ予想される最大数の後処理ユニットにより同時に後処理を施すため、想定外の後処理(例えば、パンチの片側に2個所のステープル処理を行ったり、3個所以上パンチを行ったりするなど)を行うことができず、そこに、本願発明2の有する、記録シート東の一側縁部に沿った任意箇所に対し複数の後処理を行うという技術思想を見いだすことはできない、と主張する。

しかし、引用発明2が、複写紙の1部目、2部目、・・・という番目毎に、 パンチ処理と綴じ止め処理を所定の順序で行うものであると認められることは、前 示のとおりである。また、本願発明2を特定する特許請求の範囲である請求項2には「記録シートの一側縁部に沿う箇所に対し所定の異なる後処理を夫々独立して行う複数の後処理ユニット」とは記載されているものの、記録シート束の一側縁部に沿った任意箇所に対し複数の後処理を行うことについては、何ら記載されていない。したがって、原告の主張は、引用発明2についてはその前提となる技術内容についての認定に誤りがあり、本願発明2については、その特許請求の範囲の記載に基づかないものということになり、失当である。

基づかないものということになり、失当である。 原告は、ビントレイとステープラを備えて分配と一つの種類の後処理を連携して行う引用発明1と、ビントレイ(固定スタッカー)に記録紙を導いた後に複数の種類の後処理をすることを可能とした引用発明2とは、互いに全く異なる技術であり、このように互いに全く異なる技術である引用発明1と引用発明2とを組み合わせることはできない、仮に両発明を無理に組み合わても、ソートした記録紙を一部ごとに後処理専用トレイに移送して、このシートに同時に複数の種類の後処理を行う技術しか想到し得ない、と主張する。

しかし、引用発明 1、引用発明 2 とは、技術分野を共通にするものであり、引用例 2 には、前示のとおり、複数の種類の後処理を所定の順序で行う技術が記載されているから、引用発明 1 の後処理ステージをシート搬送手段の下方に位置するように設けた上、そこに引用発明 2 の上記技術を適用して、本願発明 2 の構成に想到することは、当業者にとって、容易であったというべきである。原告の主張は採用できない。

原告は、本願発明2における「所定の後処理」とは、複数の種類の後処理の
き選択された1種類の後処理を施すことをいうのであり、ステープル、
パンチンの複数の種類の後処理そのものを意味するとの被告の主張を、第1に、本願明
には「総てのビントレイ6に対して所定の後処理ユニット7の後処理を持っようにしてもよいし、対象ビントレイ毎に各後処理ユニット7の後処理を行うようにしても差し支えない。」(甲第2号証の1第4頁右欄44行~4年を記載されてはいるものの、この記載は本願発明1の課題解決手段を述べたものではないとして、本願発明2の課題解決手段を述べたものではないとして、第2に、本願発明2では、ビントレイ移動動作と所定の後処理を行う動作の2つの動作を所のの後処理を施す制御を行うことができないとして、第3に、
な要の後処理と施力のであると認めた(審決書4頁13行~29行)ので処理」が、ステープル、パンチなどの複数の後処理をのものを意味するとの被告の主張は、審決の前記認定と矛盾すると、攻撃する。

これらの記載と第1図(b)が図示するところによれば,本願発明2における「所定の 後処理」とは、ステープラ、パンチャ、バインダ等の後処理動作を意味するものであり、本願明細書の上記引用箇所における「ステープラ、パンチャ、バインダ等を 適宜選択して組み合わせることができる。」との記載は、その文脈から把握すれ ば、複数の後処理ユニットとして、ステープラ、パンチャ、バインダ等の複数の種 類の後処理のうちから、適宜選択してそのためのユニットを備えることができるこ とを意味すると解すべきものであって、備えられた複数の後処理ユニットから1種類の後処理のためのもののみを選択することを意味するものに限定して解すること はできない。原告が、本願発明1の課題解決手段を述べたものであり、本願発明2 の課題解決手段を述べたものではないとする、本願明細書の「総てのビントレイ6に対して所定の後処理ユニット7の後処理を連続的に行うようにしてもよいし、対 象ビントレイ毎に各後処理ユニット7の後処理を夫々施すようにしても差し支えな い。」(甲第2号証の1第4頁右欄44行~47行)との記載は、本願明細書の [課題を解決するための手段] の欄に記載されているものであり, 本願明細書の他 の部分をみても、この記載が本願発明2にかかわらないものであることを示す記載は見いだせないから、これを、原告主張のように限定して理解することはできない。したがって、本願発明2においては、ビントレイ移動動作と後処理動作の2つ の動作を所定の順序で順次繰り返すものであるから、各ビントレイ毎に複数の種類 の後処理動作を施すことができないとの原告の主張は採用することができない。

原告の上記第3の主張については、審決は、引用発明1の「ステープル打ち」が本願発明2の「後処理」に相当すると認定しただけのことであり、本願発明 5」が本願完明との「後処理」に相当すると応足しただけのことであり、本願元明 2の後処理には、前示のとおりステープル打ちが含まれる以上、審決のこの認定に 誤りはない。原告の上記主張はいずれも失当である。

原告は,本願発明2の顕著な効果として,①複数の種類の後処理を施す際 複数の種類の後処理ユニットのうちの所定の後処理ユニットによる所定の後処 理動作を選択して処理を行うこと、②複数の種類の後処理を同時に施すのではなく、ビントレイ移動動作と選択された後処理動作を所定順序で順次繰り返すこと、 ③複数の種類の後処理を行う場合に、後処理の位置や回数に制限がなく、記録シ トの一側縁部の任意の位置に任意の回数だけの任意の種類の後処理を連続して行え

ることにより、複数の連続した後処理を迅速に処理できることを主張する。 しかし、原告の主張①及び②については、本願発明2を特定する特許請求の 範囲である請求項2には、前示のとおり「所定の後処理動作を選択して処理を行う」構成の記載がないこと、同じく③についても、上記請求項2に「記録シートの 一側縁部の任意の位置に任意の回数だけの任意の後処理を連続して行える」構成が 記載されていないことが認められるから、原告の上記主張は、いずれも本願発明2 の特許請求の範囲に記載された構成に基づかないものであって失当である。

したがって、相違点(2)について、引用発明1と引用発明2とが「技術分野的に共通のものであるから、後者(判決注・引用発明1)の後処理ユニットに代え引 用例2に記載された発明の処理装置を採用することにより、後者(判決注・引用発 明1)において一つであった後処理ユニットを異なる後処理を行う複数のものとす ることは、当業者が格別の困難性を要することとはいえず、その際、異なる後処理を行う複数の後処理ユニットを夫々独立して行わせるようにすることも、当業者の 設計的事項程度のことというべきである・・・ので、後処理制御手段を上記のように構成することは当業者が容易に想到し得る程度のことというべきである。しかも、相違点(2)の前者(判決注・本願発明2)の効果が、後者(判決注・引用発明 及び引用例2に記載された発明のそれぞれの効果の総和以上の格別な効果であ ると認めることはできない。」(審決書6頁16行~31行)とした審決の判断 に、原告主張の誤りはない。

3

事訴訟法61条を適用して、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第6民事部

裁判官 設 樂 隆 一

裁判官 阿部正幸

(別紙) 別紙図面